

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園

指定管理者 募集要項

(令和3年4月1日から令和8年3月31日)

令和2年6月

鎌倉市 こどもみらい部 発達支援室

目次

	項目	頁
1	目的	1
2	施設の概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 事業・定員	1
	(4) 規模等	1
	(5) 大規模修繕の状況	2
3	申込の手続き	2
	(1) 募集要項の配布	2
	(2) 応募受付	2
	(3) 申込資格	2
	(4) 申込者の制限	3
	(5) 提出書類	3
	(6) 留意事項	4
	(7) 現地説明会及び質問	5
	(8) 選定委員会及びプレゼンテーション・ヒアリング	5
	(9) 選定結果の通知	5
4	指定管理にあたっての条件	6
	(1) 指定期間	6
	(2) 指定管理者が行う業務の範囲	6
	(3) 管理の基準	7
	(4) 事業計画について	8
	(5) 業務委託の制限	8
	(6) 指定管理者の引継ぎ	9
	(7) 指定管理に要する費用	9
	(8) 剰余金の取扱い	10
	(9) 施設・備品の管理	10
	(10) 疑義についての協議	10
5.	選定について	11
	(1) 選定方法	11
	(2) 基本的な選定基準	11
	(3) 審査方法	12
6	指定管理者の指定	12
	(1) 指定管理者の指定	12
	(2) 指定の年月日	12
	(3) 協定の締結	12
7	スケジュール	12
別添	表1 「鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園指定管理者審査に係る評価表」	13

1. 目的

発達に特別な支援を必要とする児童を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練に係る支援を提供することを設置目的とする鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園（以下「あおぞら園」といいます。）は、本市における障害児支援の中核施設として、その機能を果たしてきました。

このあおぞら園について、令和3年4月1日から、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者による管理運営とするため、障害児の福祉向上に寄与し、良好な施設運営を期待できる事業者を指定管理者として募集します。

なお、選定にあたっては、公募型プロポーザル方式とし、応募する法人等から具体的な企画提案をいただきます。施設の設置目的等を理解のうえ、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2. 施設の概要

(1) 名称

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園

(2) 所在地

神奈川県鎌倉市笛田二丁目 38 番 20 号

(3) 事業・定員

施設	事業	定員
福祉型児童発達支援センター（多機能型）	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援」	30名
	児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する「保育所等訪問支援」	なし
	児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する「障害児相談支援」	なし

(4) 規模等

	内容		
建築面積（㎡）	1階	794.65	指導室4・遊戯室・医務室・浴室・肢体訓練室・事務室・厨房 等
	2階	248.61	言語訓練室（含防音室）2・職員休憩室・シャワールーム 等
	計	1043.26	
構造	鉄筋コンクリート2階建て		
敷地面積（㎡）	2874.04（含駐車場14台分）		

(5) 大規模修繕の状況

年度	工事等の概要
平成 23 年度	耐震診断（耐震補強の必要なし）
平成 25 年度	外構（フェンス）修繕
平成 26 年度	外壁下地及び塗裝修繕
平成 27 年度	内装クロス張替え修繕
平成 29 年度	受水槽修繕・セキュリティ対策修繕
平成 30 年度	屋上防水修繕
令和元年度	電気系統（分電盤）更新修繕 給水管更新修繕（第 1 期）

3. 申込の手続き

(1) 募集要項の配布

配布期間	令和 2 年 6 月 9 日（火）から 7 月 6 日（月）まで ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。 配布時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
配布場所	① 鎌倉市こどもみらい部 発達支援室 神奈川県鎌倉市御成町 20 番 21 号 鎌倉市福祉センター 1 階 ② 鎌倉市こどもみらい部 こども支援課 神奈川県鎌倉市御成町 18 番 20 号 鎌倉市役所 1 階 41 番窓口

募集要項は、窓口配布のほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

URL : <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

(2) 応募受付

応募受付期間	令和 2 年 6 月 29 日（月）から 7 月 8 日（水）まで ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
応募方法	「提出書類」を持参、提出 ※来所のための受けとなります。郵便、FAX、メールによる受付は行いません。
応募受付場所	鎌倉市こどもみらい部 発達支援室 神奈川県鎌倉市御成町 20 番 21 号 鎌倉市福祉センター 1 階

(3) 申込資格

次の要件をすべて満たしていること。

ア 法人格を持つ事業者または複数の法人等による共同事業体（以下「法人等」といいます。）（法人格を持たない事業者及び個人での応募はできません。）

なお、複数の法人等による共同事業体の場合、代表する法人を定めるとともに、事業体の役割分担やリスク管理を明確に定めておくこと。

- イ 児童福祉法第 43 条第 1 項に規定する福祉型児童発達支援センターの運営及び維持管理等の業務を申込時において引き続き 2 年以上良好に運営していること。
- ウ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項（児童発達支援）、第 6 項（保育所等訪問支援）、第 7 項（障害児相談支援）に規定する事業について実施できる体制がとれること。
- エ 現地説明会に参加していること。

（４）申込者の制限

法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

また、申込受付以降に、以下の事由に該当した場合、当該申込者は、申込資格を失う場合があります。

なお、複数の法人等で構成する場合は、代表する法人等を定めることとし、他の複数の法人等による申込の構成員になることや、別途単独で申込みことはできません。

ア 法律行為を行う能力を有しないこと。

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 法第 92 条 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同法施行令第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者

オ 国税及び地方税等を滞納していること

カ 指定管理者の責めに帰すべき事由により 2 年以内に指定の取り消しを受けた者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は、法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。

ク 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 11 号）第 2 条第 5 項に掲げる暴力団経営支配法人等であること。

ケ 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）

コ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 16 及び第 24 条の 17 に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づく行政上の措置を過去 3 年の間に受けたことがある者

（５）提出書類

申込の際には、次の書類を提出してください。詳細は様式集を参照してください。書類の不備は、審査の減点対象となります。

ア 指定管理者指定申請書（様式 1）

イ 指定管理者指定申込に係る誓約書（様式 2）

ウ 規約、定款、寄付行為、法人等の財産目録、その他これらに準ずる書類

エ 法人等の役員名簿及び経歴の分かる書類

オ 登記事項証明書

カ 法務局が発行した代表者の印鑑証明書

キ 法人等の令和元年度の収支予算書・事業計画書

ク 直近の決算期 3 期分の収支決算書・事業報告書（経営実績が 3 か年に満たない法人等にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類）

- ケ 法人等の最近3年間の納税証明書又は未納のないことの証明書
- コ 法人案内、パンフレット等
- サ 事業者概要（様式3）
- シ 児童発達支援センター等運営実績一覧表（様式4）
- ス 鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園に関する事業計画書（様式5）
- セ 5か年の収支見込書（様式6 Excel ワークシート）
- ソ 5か年の支出内訳書（様式7 Excel ワークシート）
- タ 賦課徴収情報の調査承諾書（様式11）
- チ その他

(ア) 提出部数は、正本1部 副本12部（上記各証明書は、正本のみに添付してください。）A4縦のファイルバインダーに1部ずつ綴り、インデックスを貼付してください。副本については、団体名称・代表者氏名やロゴマーク、固有名詞等、応募者の特定ができるような箇所は黒塗りにするなど、非開示の形で作成してください。

(イ) 事業計画書の作成にあたっては、「5. 選定の基準 (3) 審査方法」の「評価項目」を参考にして、各項目に呼応するような記載に心がけてください。

(ウ) 提出いただいた書類は、返却いたしません。

(エ) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(オ) 提出された書類は、選定の目的以外で使用されることはありません。

(カ) やむを得ず提出できない書類がある場合には、提出できない理由を付し、それに類する書類を提出するか、提出できない理由を記した書類を提出してください。

(キ) アからソの様式は、鎌倉市ホームページからダウンロードすることができます。

URL: <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

(6) 留意事項

ア 市職員等との接触

この募集要項の公開日以降、市が提供する機会等を除き、選定に係る市職員等に対して、本件提案に関する（質疑を含む。）接触はできません。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 提案内容の変更

提出された書類の内容を変更することはできません。

ウ 虚偽の記載

申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

エ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際は、辞退届（様式10）を提出してください。

オ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

(7) 現地説明会及び質問

ア 現地説明会

日時	令和2年6月16日(火) 午後3時から午後5時まで
場所	神奈川県鎌倉市笛田二丁目38番20号 鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 遊戯室
申込期間	令和2年6月9日(火) から6月12日(金) 午後4時まで
申込方法	現地説明会参加申込書(様式8)により電子メール又はFAXにてお申込ください。 ○電子メール:h-shien@city.kamakura.kanagawa.jp ○FAX:0467-23-5130

イ 質問の受付及び回答

受付期間	令和2年6月15日(月) から6月19日(金) 午後5時受信分まで有効
質問方法	質問書(様式9)によりお問い合わせ下さい。(電子メール、FAX)持参、郵送、電話によるご質問は、受付られません。
提出方法	○電子メール:h-shien@city.kamakura.kanagawa.jp ○FAX:0467-23-5130
回答方法	回答期日は、令和2年6月26日(金) 質問に対する回答は、ホームページ上で回答します。回答書は、この募集要項と一体のものとして、募集要項と同等の効力を有するものとします。

(8) 選定委員会及びプレゼンテーション・ヒアリング

指定管理者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園指定管理者選定委員会を設置し、提出された申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別表の評価項目に基づき審査を行います。

日時	令和2年8月6日(木) 午後1時から
場所	(会場) 鎌倉市福祉センター2階 第3会議室 (控え室) 鎌倉市福祉センター1階 面談室
その他	○申込団体からのプレゼンテーション・ヒアリングは公開しますが、選定委員会の審議過程については非公開とします。 プレゼンテーション・ヒアリングにおける時間配分は、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内の計30分、出席者は3人までとします。 ○当日の資料追加はできません。 ○プレゼンテーションにパソコン(PowerPoint)を使用する場合は、事前に電話連絡をお願いします。 電話:0467-23-5130(鎌倉市こどもみらい部 発達支援室)

(9) 選定結果の通知

ア 申込団体のすべてに、選定結果を令和2年8月下旬までに文書で通知します。

イ 選定結果は、市ホームページにて公開します。

4. 指定管理にあたっての条件

(1) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

ア あおぞら園の運営に関する業務（下記及びそれに付随する業務を含む）

- (ア) 児童発達支援業務
- (イ) 保育所等訪問支援業務
- (ウ) 障害児相談支援業務
- (エ) 通園バス等の運行に関する業務
- (オ) 給食提供に関する業務
- (カ) 利用児童の健康管理に関する業務
- (キ) 医療的ケア児の対応に関する業務
- (ク) 保護者支援プログラムに関する業務
- (ケ) 利用申請及び利用契約に係る業務
- (コ) 給付費等請求事務
- (サ) 利用料請求事務

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務（下記及びそれに付随する業務を含む）

- (ア) 保守管理業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 備品管理業務
- (エ) 防火管理者に関する業務
- (オ) 保安警備業務
- (カ) 小規模修繕業務
- (キ) 駐車場管理業務

ウ 経営管理に関する業務

- (ア) 事業計画書の作成業務
- (イ) 事業報告書の作成業務
- (ウ) 事業評価業務
- (エ) 指定期間開始時及び終了時の引継ぎ業務

エ 自主事業の実施に関すること

オ その他

- (ア) 普及啓発事業（発達障害等についての正しい理解に向けた取り組み）
- (イ) 鎌倉市との連絡調整
- (ウ) 文書管理
- (エ) 保険加入
- (オ) 個人情報保護
- (カ) 環境への配慮
- (キ) その他、あおぞら園の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
- (ク) 大規模災害発生時における運営への協力

(参考) (業務委託契約実績：委託料予算額は消費税率 10%で換算)

主なる業務委託契約の実績	委託料 (単年度予算額)
給食調理業務委託 (長期継続契約：3年) (株) 東京天竜	10,388 千円
警備業務委託 (長期継続契約：5年) セコム (株)	108 千円
通園バス運行委託 (長期継続契約：5年) (株) 江ノ電バス	12,397 千円
総合施設管理業務委託 (長期継続契約：3年) 総合商事 (株)	7,484 千円

(3) 管理の基準

ア 開園時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開園時間を臨時に変更することができます。

イ 休園日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休園日に臨時に開園し、又は臨時に休園日を定めることができます。

ウ 支援職員等の配置

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)に基づく人員配置を満たした上で、下記の表に定める配置内容を満たす人員を配置してください。また支援目的に合った専門職員の確保に努めてください。

なお、職員は、その職務内容により、管理運営の基準に定める免許等の資格を有する者とします。

職		配置内容
施設長 (管理者)		管理業務に従事する者 1人以上 *専らその職務に従事する者は1人
事務職員等		1人以上 *専らその職務に従事する者は1人
事業	職	配置内容
児童発達支援	児童発達支援管理責任者	1人以上 *専らその職務に従事する者は1人
	保育士・児童指導員	定員30人に対して、おおむねその障害児の数を四で除して得た数(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条に基づく。)に、常勤換算で4人を加えた人数以上、うち4人以上を常勤職員とする。 保育士1名以上、児童指導員1名以上とする。

		*機能訓練等担当の専門職員の数を総数に含めることができる。(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項に基づく。)
	看護師等	1人以上 保健師又は看護師 *専らその職務に従事する者は1人
	理学・作業療法士	1人以上 理学療法士又は作業療法士 *保育士・児童指導員の総数に含めることができる。(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項に基づく。)
	言語聴覚士	1人以上 *保育士・児童指導員の総数に含めることができる。(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項に基づく。)
	心理士	1人以上 公認心理師又は臨床心理士若しくは臨床発達心理士 *保育士・児童指導員の総数に含めることができる。(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項に基づく。)
	栄養士等	1人以上 栄養士又は管理栄養士 *専らその職務に従事する者は1人
	嘱託医師	1人以上
保育所等訪問支援	児童発達支援管理責任者	1人以上 *専らその職務に従事する者は1人
	訪問支援員	1人以上 訪問支援を行うために必要な数 *専らその職務に従事する者は1人
障害児相談支援	相談支援専門員	1人以上(指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に基づく留意すること。) *専らその職務に従事する者は1人

(4) 事業計画について

現在あおぞら園で実施している事業は、継続することを基本に事業計画を策定してください。また、現在あおぞら園を利用している者は、継続利用ができるようにして下さい。

(5) 業務委託の制限

指定管理者は、管理業務を一括して他に委託し、また請け負わせることはできません。再委託できる業務の範囲は次のとおりとします。

＜再委託できる業務の範囲＞

- ア 給食調理業務
- イ 通園バス運行業務
- ウ 施設警備業務
- エ 健康診断用健診器具滅菌業務
- オ 総合施設管理
 - (ア) 日常清掃
 - (イ) 定期清掃
 - (ウ) 特別清掃
 - (エ) 機械設備等保守点検
 - (オ) 廃油処理、グリストラップ保守点検
- カ 自動火災報知設備保守点検
- キ 消防設備保守点検
- ク 給水ポンプ保守点検
- ケ 自家用電気工作物保安管理
- コ 遊具点検
- サ 建物の技術的点検確認

(6) 指定管理者の引継ぎ

あおぞら園の管理運営を円滑に開始するため、事業開始前に6か月程度の準備期間を設けます。この間に、あおぞら園各事業の利用予定者の受入れに関する業務、サービス提供に関する業務、施設運営に関する準備業務及びそれらに付随する業務を実施してください。

引継ぎにあたっては、別途委託契約を結び、業務内容の詳細、開設準備期間、準備業務を行う場所及び経費については協議し、鎌倉市はその経費を支払います。

(7) 指定管理に要する費用

利用料金制度を採用します。指定管理に要する費用は、障害児通所支援給付費、障害児相談支援給付費、利用者負担金及び市からの指定管理料を基本とします。指定管理料は、令和3年度から令和8年度まで同額です。

募集にあたり、市が提示する指定管理料の年度上限額は、**65,105千円**とします。これは、法人等が受託する上で目安となる上限額ですので、法人等の独自の経営判断による指定管理料(様式6)を提示してください。なお、市が提示する指定管理料の年度上限額を超えた額を提案されますと失格となりますのでご注意ください。

指定管理料は、指定事業の実施に必要と見込まれる経費(以下「指定管理経費」という。)の総額から、利用者負担金収入、障害児通所給付費収入、障害児相談支援給付費収入、諸収入の見込額等、指定事業に伴い見込まれる収入(以下「指定管理収入」という。)の総額を減じた額とします。

この時、指定管理者の自主事業に係る経費や収入は、指定管理料の積算には含めません。

施設修繕については、30万円以上の老朽化による修繕、または予見できる修繕は市が負担します。

(8) 剰余金の取扱い

指定管理業務において、各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属す

るものとします。

(9) 施設・備品の管理

あおぞら園で使用している市の備品は、無償貸与します。1件あたり30万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の小規模修繕は、指定管理者が行ってください。上記以外の修繕は市と指定管理者と協議により実施するものとします。

(10) 疑義についての協議

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は次の表のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、市と指定管理者の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う費用負担		○
		ただし、急激な変動によるもの	協議	
2	金利変動	金利変動による費用負担		○
		ただし、急激な変動によるもの	協議	
3	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応	協議	
4	法令等の変更	一般的な法令等変更	協議	
		指定管理に関する業務に直接影響を及ぼす法令変更	協議	
5	利用者の減少	運営に影響を及ぼす利用者減少で、指定管理者の責めに帰すことができないもの	協議	
6	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動など、市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことの出来ない自然的または人為的な現象）に伴う費用負担及び事業の履行不能	協議	
7	災害復旧	施設の復旧工事	○	
8	災害時の対応	待機体制の確保、調査、報告、応急措置		○
		指示等（市→指定管理者）	○	
9	書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
10	施設・設備・備品の損傷に対する修繕等の負担	老朽化による修繕、または予見できる修繕において、指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損傷等が拡大した場合		○
		老朽化による修繕、または予見できる修繕（一件あたり30万円以上（消費税及び地方消費税を含む）	○	

		のもの)		
		市長の許可を受け指定管理者が行った運営上必要な改修等を行った部分に係るもの		○
		指定管理者の故意または重大な過失による修繕費用負担		○
		上記以外の修繕		○
11	施設の大規模修繕	施設の大規模修繕等による閉所等に関するもの	○	
12	利用者及び第三者に対する賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合及び、自主事業により損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
13	セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
14	個人情報保護	指定管理者が知り得た個人情報の漏えい		○
15	指定期間満了時等の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
16	事業の変更・遅延・中止	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
17	債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
18	要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○

5. 選定について

(1) 選定方法

指定管理予定者の選定は「鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園指定管理者選定委員会」（以下、「選定委員会」といいます。）において行います。

ア 選定委員会委員5人で提案内容を審査し、合計点が最高の応募者を指定管理予定者として選定します。ただし、最低基準を6割とします。また、同一審査項目において、2人以上の委員の評点が1点（満点が10点の項目については、2点以下）の場合については、得点の如何に関わらず失格とします。

イ 鎌倉市は、選定結果を受けて指定管理予定者を決定し、事業予定者に決定通知書を送付します。

ウ 提案内容が本要項の諸条件等を満たさない場合は選定委員会の審査対象としません。

(2) 基本的な選定基準

鎌倉市児童発達支援センター条例（鎌倉市条例第16号）第12条に基づき、次に掲げる指定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定します。

ア 利用者の平等な利用が確保されること。

イ あおぞら園の適切な管理ができること。

ウ 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。

エ 安定した経営基盤を有していること。

オ 管理経費の縮減が図られること。

(3) 審査方法

評価項目及び配点等は、別添 表1 (14頁) のとおりです。

6. 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

法第244条の2第6項による議会の議決を経た後、市長が指定します。

(2) 指定の年月日

令和3年4月1日

(3) 協定の締結

業務内容に関する細目事項、指定管理に関する指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目事項等について、指定管理者と市との間で協議の上、協定を締結するものとします。

7. スケジュール

	日程	内容
令和2年	6月9日(火)	公募公告
	6月9日(火) から 7月6日(月) まで	募集要項配布
	6月16日(火)	現地説明会
	6月15日(月) から 6月19日(金) まで	質問受付
	6月26日(金)	質問回答
	6月29日(月) から 7月8日(水) まで	応募受付期間
	7月16日(木)	第1回選定委員会(書類審査等)
	8月6日(木)	第2回選定委員会(プレゼンテーション・ヒアリング)
	8月下旬	選定結果の通知
	9月下旬	指定に関する議会の議決 指定通知 引継ぎに係る委託契約の締結
11月以降	引継ぎ期間	
令和3年	4月1日から	指定管理の開始

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園指定管理者審査に係る評価表

	審査項目	評価の視点	配点計 (項目ごと)
1 基本姿勢	障害児支援に対する基本的な考え方	就学前の障害児に対する専門的なアプローチ及び家族支援、関係機関との連携の重要性を認識し、それを実行できる計画となっているか。	20
	あおぞら園の運営における基本的な考え方	本市における役割を十分理解し、それに基づく事業計画となっているか。	
2 法人の状況	財務状況	財務状況が良好であるか。財務基盤が安定しているか。	25
	収支計画	適正な収支計画がたてられているか。	
	指定管理料の積算	事業計画からみて、算出根拠が明確・妥当であるか。	
	監査の状況	法人監査において指摘事項があるか。また指摘事項に対し、改善が図られているか。	
	実施事業の運営実績	募集要項に提示している実施事業の豊富な運営実績があるか。	
3 法令順守・人権擁護	利用の契約等に関する業務について	児童福祉法や関連する法における各事業の運営基準に基づいて利用者の平等な利用が可能となっているか。	20
	人権擁護について	利用者の権利擁護について、適切な取り組みがなされているか。	
	苦情対応について	利用者の苦情対応について、適切に対応するための仕組みができているか。	
	個人情報の管理について	個人情報の保護と情報公開の適切な取り扱いがなされているか。	
4 利用児の特性に応じた支援の実施	利用児の障害特性や発達に応じた支援計画の策定	個々の障害の特性と発達のアセスメントに基づいた支援計画を作成することができるか。また、支援計画の作成におけるPDCAを行うことが可能か。	90
	支援計画作成に当たっての保護者との協働	保護者のニーズをふまえ、家庭生活への支援を包含した総合的な支援計画を作成することができるか。	
	療育プログラムの考え方①	利用児の発達状況や特性に応じた生活プログラムの組み立てに基づき、個々のニーズに応じて個別及び集団での支援を組み合わせた活動を提供できるか。	
	療育プログラムの考え方②	日々の療育に併せて、年間を通して行事や園外活動など様々な生活体験や社会参加が保障される事業計画となっているか。	
	重症心身障害児への支援	医療的なケアを必要とする児童を含めた、重症心身障害児の受け入れと適切な支援を行うことができるか。	
	医療的ケアの実施	医療機関と連携し、医療的ケア児に対し、必要に応じて恒常的に医療的ケアの実施が可能な条件を整えられるか。	
	専門職における支援	多職種間の連携を図ることができるか。	
	独自事業の実施	独自事業の実施など、支援の充実をはかるための独自の取り組みがあるか。	
	利用児に合わせた食事の提供	アレルギー児に対応した献立の変更や摂食機能に応じた調理形態、偏食への対応など、利用児のニーズに応じた給食提供ができるか。	
5 保育所等訪問支援について	事業の目的と実施	本事業の目的を理解し、インクルージョンの実現の視点に立った事業計画となっているか。	30
	環境調整と障害特性のアセスメント	所属集団の環境調整と、子どもの障害特性の双方を適切にアセスメントし、支援を行うことができる専門性が確保されているか。	
	訪問先との協働について	訪問先と良好な関係を構築して支援計画を共有し、支援の目的を達成することができる事業計画となっているか。	
6 障害児相談支援	計画作成とモニタリング	保護者及び本人のニーズを的確に把握して計画の立案及びモニタリングに活かすとともに、保護者が悩みや困りごとを相談できる体制となっているか。	30
	ライフステージに沿った支援の実施	ライフステージに沿った障害児相談支援の実施のため、保健、医療、教育、福祉との連携や引継ぎが適切に実施できる事業計画となっているか。	
	家族への情報提供	福祉制度や療育に関する情報、園が実施する事業の目的や取り組みなどの情報を保護者に情報提供することができるしくみがあるか。	
7 事業実施の人員体制	人員の配置	定められた人員の配置を前提として、利用児の状況に応じた職員配置体制の整備や工夫ができるか。	30
	支援目的に応じた専門職員の配置	児童や保護者のニーズに応じた専門的な支援を十分行うことができる専門職が配置されているか。	
	人材育成の取り組みとその考え方	経験・階層別の研修制度があり、人材育成が図られるか。また、児童発達支援センターとして、本市における人材育成についても実施が可能か。	
8 移行に向けた引継ぎについて	引継ぎ体制	引継ぎを行うための体制は適切か。	10
	引継ぎにおける考え方	引継ぎにおいて、保護者や利用児童の不安軽減に必要な手立てがとられているか。	
9 評価	自己評価及び第3者評価の実施	事業所の自己評価及び第3者による評価を適切に実施し、その結果を公開するしくみが整っているか。	5
10 地域・関係機関との連携	地域との連携	地域住民との交流等、地域との連携を図ることができる事業計画となっているか。	15
	ボランティアの受け入れ	ボランティアの受け入れについて積極的な姿勢があるか。またボランティアの活用について、具体的な計画を持っているか。	
	関係機関との連携	鎌倉市におけるセンターとしての役割を理解し、市や関係機関などとの連携を十分図ることができる事業計画となっているか。	
11 安全管理・衛生管理	安全管理に関するマニュアルの作成	災害対応マニュアル、虐待防止マニュアル、不審者対応マニュアル、個人情報の取り扱いマニュアルなどの安全管理に関するマニュアルが作成されているか。	10
	衛生管理に関するマニュアルの作成	感染症マニュアルやアレルギー対応マニュアルなど衛生管理に関するマニュアルが作成されているか。	
総合計得点			285